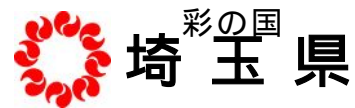


# 工場・事業場排水の総量規制

(水質汚濁防止法・総量規制)



産業や人口の集中等によって多量の産業排水や生活排水が流入する広域の閉鎖性水域では、汚濁物質が滞留しやすいことなどにより、水質環境基準の達成が困難な状況にあります。

このような水域の水質汚濁を防止するためには、各工場・事業場から発生する汚濁物質の量(汚濁負荷量)を総合的かつ効果的に削減し、水域へ流入する汚濁負荷量を一定量以下に抑える必要があります。このため、濃度規制に加えて、汚濁負荷量を規制する総量規制制度が導入されています。

総量規制は、東京湾などの閉鎖性海域において、昭和54年から6次にわたり化学的酸素要求量(COD)を対象として、また、第5次総量規制からは、窒素含有量及びりん含有量を新たに規制の対象項目に加え実施してきました。

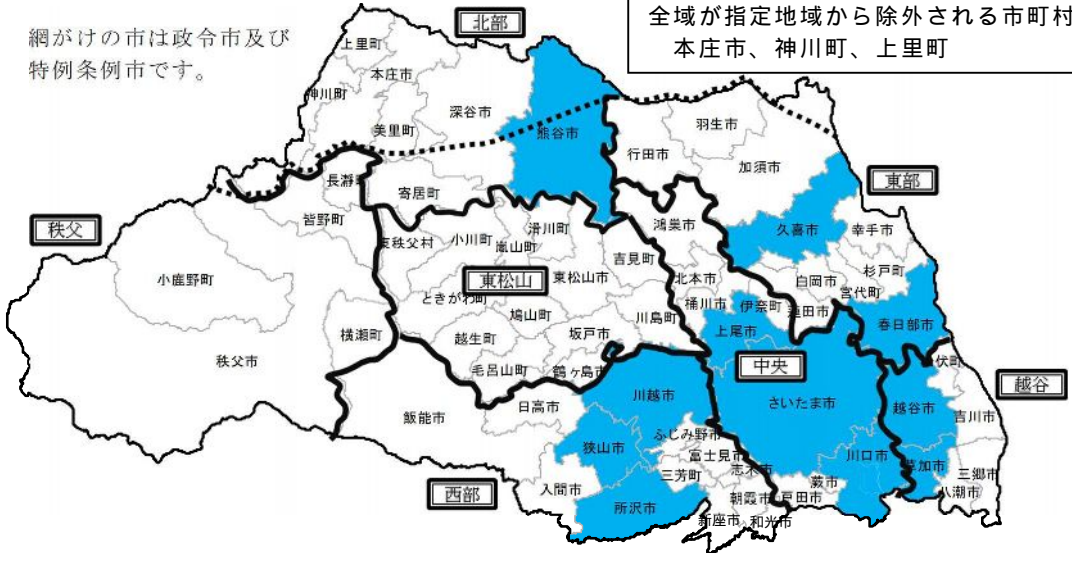
その結果、東京湾の水質は改善されつつあるものの、COD、窒素及びりんの環境基準の達成率は現在もなお満足できるような状況にありません。このため、さらに汚濁負荷削減対策を推進すべく、第8次の水質総量規制が実施されることとなりました。

総量規制対象の工場・事業場には、水質汚濁防止法及び埼玉県告示(平成29年埼玉県告示第784号)が適用され、排水に総量規制が適用されます。

## 目次

1	総量規制制度の概要	2
2	総量規制制度の体系	3
3	総量規制基準の考え方	4
	総量規制基準の算定方法の例	5
4	汚濁負荷量の自主測定	8
5	濃度規制と総量規制の関係	13
	罰則の概要	13
	補足説明	13
	届出書の処理系統図	14
	問い合わせ先	14
	設置年月日による特定施設のC値適用表(参考)	15
	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る 総量規制基準(平成29年埼玉県告示第784号)	16

# 1 総量規制制度の概要

<p>総量規制の対象者</p>	<p>「指定地域に所在する特定事業場のうち、日平均排水量 50m<sup>3</sup>以上のもの」に総量規制が適用されます。これを「指定地域内事業場」といいます。なお、指定地域とは、水質汚濁防止法施行令別表第2第1号イに掲げる区域をいいます。</p> <p>指定地域は (.....)以南です</p> <p>網がけの市は政令市及び特例条例市です。</p>  <p>一部が指定地域となる市町 熊谷市、行田市、皆野町、秩父市 美里町、深谷市、寄居町、加須市 全域が指定地域から除外される市町村 本庄市、神川町、上里町</p>
<p>指定地域内事業場の責務</p>	<p><b>届出</b></p> <p>1 排出水の排水系統別の汚染状態及び量の届出 ( ) 特定施設の設置の届出、特定施設の使用の届出又は特定施設の構造等の変更の届出を行う際に必要です。</p> <p>2 汚濁負荷量の測定手法の届出 指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、汚濁負荷量の計測場所、計測方法等について届出が必要となります。なお、届出した測定手法を変更しようとするときも、あらかじめ届出が必要です。</p> <p><b>基準の遵守</b></p> <p>指定地域内事業場から公共用水域に排出される排水には、総量規制基準 (P.16~) が適用されますので、これに適合するよう排水処理施設の新増設や維持管理の徹底が必要です。 なお、濃度規制による排水基準も適用されますので、排水基準及び総量規制基準の双方に適合しなければなりません。(総量規制基準の算定方法の例は、P.5~7を参照してください。)</p> <p><b>測定・記録</b></p> <p>特定排出水の汚濁負荷量を所定の測定手法及び測定頻度で測定し、その結果を所定の様式に記録して3年間保存しなければなりません。 測定手法及び測定頻度は、日平均排水量の規模等に応じて定められています (P.9~12)。なお測定場所の模式図は、P.8を参照ください。</p>
<p>その他の規制措置</p>	<p>1 事前措置命令 届出の内容が総量規制基準に適合しないと認めるときは、排水処理方法、特定施設の設置又は変更に関する計画の変更等を命令する場合があります。</p> <p>2 改善措置命令 総量規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、排水処理方法の改善等を命令する場合があります。</p> <p>3 報告及び検査 ( ) 汚水等の処理の方法等について報告を求め、又は、工場・事業場に立入検査をします。 なお、汚濁負荷量測定結果も報告していただきます。</p>
<p>[注] 印を付した事項については、指定地域に所在する特定事業場のうち、日平均排水量が 50m<sup>3</sup>未満のものに対しても適用されます。</p>	

## 2 総量規制制度の体系

指定水域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海  
指定項目：化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量

### 総量削減基本方針（法第4条の2）

- ・指定水域毎に環境大臣が策定
- ・目標年度、削減目標量、削減に関する基本的方針

平成29年埼玉県告示第783号

### 総量削減計画（法第4条の3）

- ・基本方針に基づき、都府県毎に知事が策定
- ・発生源別の削減目標量、削減のための方途を定める

【事業の実施】  
・生活排水処理施設の整備等

### 総量規制基準による規制（法第4条の5）

- ・総量削減計画に基づき、知事が設定
- 平成29年埼玉県告示第784号
- ・指定地域内で日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の工場又は事業場が対象
  - ・排水濃度×排水量の規制

### 【事業者の責務】

- ・汚濁負荷量の自主測定及び記録
- ・汚濁負荷量測定手法の届出
- ・汚濁負荷量の測定結果の報告

【削減指導】  
・小規模事業場  
・畜産、農業  
・一般家庭等

### 第8次水質総量規制基準の適用時期について

特定施設の新設又は増設に伴い、排出水の最大水量が増加する指定地域内事業場

- ・排出水の最大水量の増加する分については、平成29年9月1日から適用
- ・既存の総量規制基準についてはのとおり。

既存の指定地域内事業場（以外の事業場）については、平成31年4月1日から適用

### 3 総量規制基準の考え方

総量規制基準算定の式

総量規制基準は、濃度と排水量の掛け算により算定されます。

$$L \text{ (総量規制基準)} = C \text{ (濃度)} \times Q \text{ (排水量)} \times 10^{-3}$$

(kg/日)                      (mg/L)                      (m<sup>3</sup>/日)

- ・ C (濃度) は、排水の系統ごとに該当する業種区分及び特定施設の設置等の時期により区分されます。
- ・ Q (排水量) は、特定施設の設置時期及び排水量が増加した時期により区分されます。排水量は、届出における特定排水の最大水量で計算します。
  - 1 排水口が複数あっても、総量規制基準は特定事業場単位で適用されます。(濃度規制は排出口ごとに適用されます。総量規制基準はすべての排出口の合算となり、濃度規制とは異なるので注意してください。)
  - 2 特定施設の設置等の時期を含めると、総量規制基準は以下の式で算定されます。
    - COD の場合             $L_c = C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}$
    - 窒素含有量の場合     $L_n = C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}$
    - りん含有量の場合     $L_p = C_{po} \cdot Q_{po} + C_{pi} \cdot Q_{pi}$

#### C (濃度) 及び Q (排水量) の適用方法

C (濃度) は各指定項目 (COD、窒素含有量、りん含有量) において、業種区分 (215 業種) 及び特定施設の設置等の時期により区分されます。(P.21~P.40 及び P.15「設置年月日による特定施設別の C 値適用表」を参照してください。)

Q (排水量) の時期による区分は、COD と窒素含有量・りん含有量で適用方法が異なります。

#### (1) COD

$Q_c, Q_{co}, Q_{ci}, Q_{cj}$  にはそれぞれ [ ] 内に定める期間において、特定施設の設置等に伴い増加した排水量を適用します。( 4 )

$Q_{co}(Q_c)$  [昭和 55 年 6 月 30 日まで]

$Q_{ci}$  [昭和 55 年 7 月 1 日以降平成 3 年 6 月 30 日まで]

$Q_{cj}$  [平成 3 年 7 月 1 日以降]

#### (2) 窒素含有量・りん含有量

$Q_n, Q_{no}, Q_{ni}$  にはそれぞれ [ ] 内に定める期間において、特定施設の設置等に伴い増加した排水量を適用します。( 4 )

$Q_{no}(Q_n)$  [平成 14 年 9 月 30 日まで]

$Q_{ni}$  [平成 14 年 10 月 1 日以降]

3 りん含有量の場合は  $Q_{no}(Q_n), Q_{ni}$  を  $Q_{po}(Q_p), Q_{pi}$  と読み替えてください。

まとめると以下のとおりとなります。

項目	~ S55.6.30	S55.7.1~ H3.6.30	H3.7.1~ H14.9.30	H14.10.1 ~
COD	$C_{co}, Q_{co}$	$C_{ci}, Q_{ci}$	$C_{cj}, Q_{cj}$	
窒素含有量	$C_{no}, Q_{no}$			$C_{ni}, Q_{ni}$
りん含有量	$C_{po}, Q_{po}$			$C_{pi}, Q_{pi}$

- 4 特定施設の種類により、区分する期間が異なるものがあります。P.15「設置年月日による特定施設別の C 値適用表」を参考にしてください。

総量規制基準の算定方法の例

既設(昭和55年6月30日までに設置されたもの)の指定地域内事業場が増設をしていない場合のL値の算定例

なお、COD値の欄の( )内は従前(平成24年埼玉県告示第163号)のもので、以下同じ。

番 業 号 種	特定排出水の 最大水量(m <sup>3</sup> /日)	業種別のCOD値			Lc 値 の 算 定
		(1) Cco	(2) Cci	(3) Ccj	
232(2) 上水道業又は工業用水 道業	200	(20)	(10)	(10)	ア)平成31年3月31日まで ↓ $(20) \times 200 \times 10^{-3} = 4$ Lc = 4
		15	10	10	イ)平成31年4月1日から ↓ $15 \times 200 \times 10^{-3} = 3$ Lc = 3

既設の指定地域内事業場が次に示すとおり増設した場合のLc値の算定例

番 業 号 種	特定排出水の 最大水量(m <sup>3</sup> /日)	業種別のCOD値			Lc 値 の 算 定
		(1) Cco	(2) Cci	(3) Ccj	
232(2) 上水道業又は工業用水 道業	200 ➡ 250 (55.7.1~3.6.30)	(20)	(10)	(10)	ア)平成31年3月31日まで ↓ $(20) \times 200 \times 10^{-3} = 4$ ↓ $(10) \times \underline{50} \times 10^{-3} = 0.5$ <b>増量分</b> Lc = 4 + 0.5 = 4.5
		15	10	10	イ)平成31年4月1日から ↓ $15 \times 200 \times 10^{-3} = 3$ ↓ $10 \times \underline{50} \times 10^{-3} = 0.5$ <b>増量分</b> Lc = 3 + 0.5 = 3.5

既設の指定地域内事業場が次に示すとおり増設した場合のLc値の算定例

番 業 種	特定排出水の 最大水量(m <sup>3</sup> /日)	業種別のCOD値			Lc 値 の 算 定
		(1) Cco	(2) Cci	(3) Ccj	
232(2) 上水道業又は工業用水 道業	200	(20)	(10)	(10)	ア)平成31年3月31日まで
	250 (55.7.1~3.6.30) 300 (29.9.1 ~31.3.31)				$(20) \times 200 \times 10^{-3} = 4$ $(10) \times \underline{50} \times 10^{-3} = 0.5$ 増量分 $10 \times \underline{50} \times 10^{-3} = 0.5$ 再増量分(新基準適用) $Lc = 4 + 0.5 + 0.5 = 5$
		15	10	10	イ)平成31年4月1日から
					$15 \times 200 \times 10^{-3} = 3$ $10 \times \underline{50} \times 10^{-3} = 0.5$ 増量分 $10 \times \underline{50} \times 10^{-3} = 0.5$ 再増量分 $Lc = 3 + 0.5 + 0.5 = 4$

既設の指定地域内事業場が次に示すとおり増設した場合のLn\*値の算定例

なお、窒素含有量の欄の( )内は従前(平成24年埼玉県告示第163号)のもので、以下同じ。

番 業 種	特定排出水の 最大水量(m <sup>3</sup> /日)	業種別の窒素含有量		Ln 値 の 算 定
		(1) Cno	(2) Cni	
220 病院	200	(40)	(15)	ア)平成31年3月31日まで
	250 (14.10.1 ~29.8.30) 300 (29.9.1 ~31.3.31)			$(40) \times 200 \times 10^{-3} = 8$ $(15) \times \underline{50} \times 10^{-3} = 0.75$ 増量分 $15 \times \underline{50} \times 10^{-3} = 0.75$ 再増量分(新基準適用) $Ln = 8 + 0.75 + 0.75 = 9.5$
		35	15	イ)平成31年4月1日から
				$35 \times 200 \times 10^{-3} = 7$ $15 \times \underline{100} \times 10^{-3} = 1.5$ 増量分+再増量分 $Ln = 7 + 1.5 = 8.5$

新設（平成 29 年 9 月 1 日以降）の指定地域内事業場の場合の Lc 値の算定例

番 業 種	特定排出水の 最大水量(m <sup>3</sup> /日)	業種別のCOD値			Lc 値 の 算 定
		(1) Cco	(2) Cci	(3) Ccj	
232(2) 上水道業又は工業用水 道業	200	(20) 15	(10) 10	(10) 10	↓ $10 \times 200 \times 10^{-3} = 2$ Lc = 2

新設（平成 29 年 9 月 1 日以降）の指定地域内事業場の場合の Ln\* 値の算定例

番 業 種	特定排出水の 最大水量(m <sup>3</sup> /日)	業種別の窒素含有量		Ln 値 の 算 定
		(1) Cno	(3) Cni	
220 病院	200	(40) 35	(15) 15	↓ $15 \times 200 \times 10^{-3} = 3$ Lc = 3

\* Lp 値も同様に算定します。

総量規制基準の算定に係る注意点

- ・ 1つの排水系統ごとに生産の性質等を考慮して業種区分を決めます。一連の生産の中でいくつかの業種の性質を持つ場合は、代表する生産工程の業種としてください。
- ・ し尿浄化槽（業種区分番号 221, 222）よりも前の番号の業種であって、排水処理をし尿浄化槽で行っているものについては、その業種を採用してください。（例；飲食店、宿泊業、病院など。）
- ・ 業種区分を決める時は、備考に記載されているものが適用になる場合もあります。（COD, T-N, T-P でそれぞれ異なる内容が備考で規定されている業種区分もあります）
- ・ し尿浄化槽に当たる施設については、対象となる人槽により業種区分が異なります。

処理対象人員 501人槽以上：業種区分番号 221

201～500人槽：業種区分番号 222

200人槽以下：業種区分番号 232

## 4 汚濁負荷量の自主測定

汚濁負荷量の測定手法、水質計測器・流量計等の選定を的確に行うことは、指定地域内事業場にとっては、計測精度の確保及び設置後の保守点検等の面から重要です。

汚濁負荷量の測定は、特定排出水の化学的酸素要求量（COD濃度）、窒素含有量、りん含有量及び特定排出水量を計測し、特定排出水の1日あたりの汚濁負荷量を算定することによって行うことになっています。

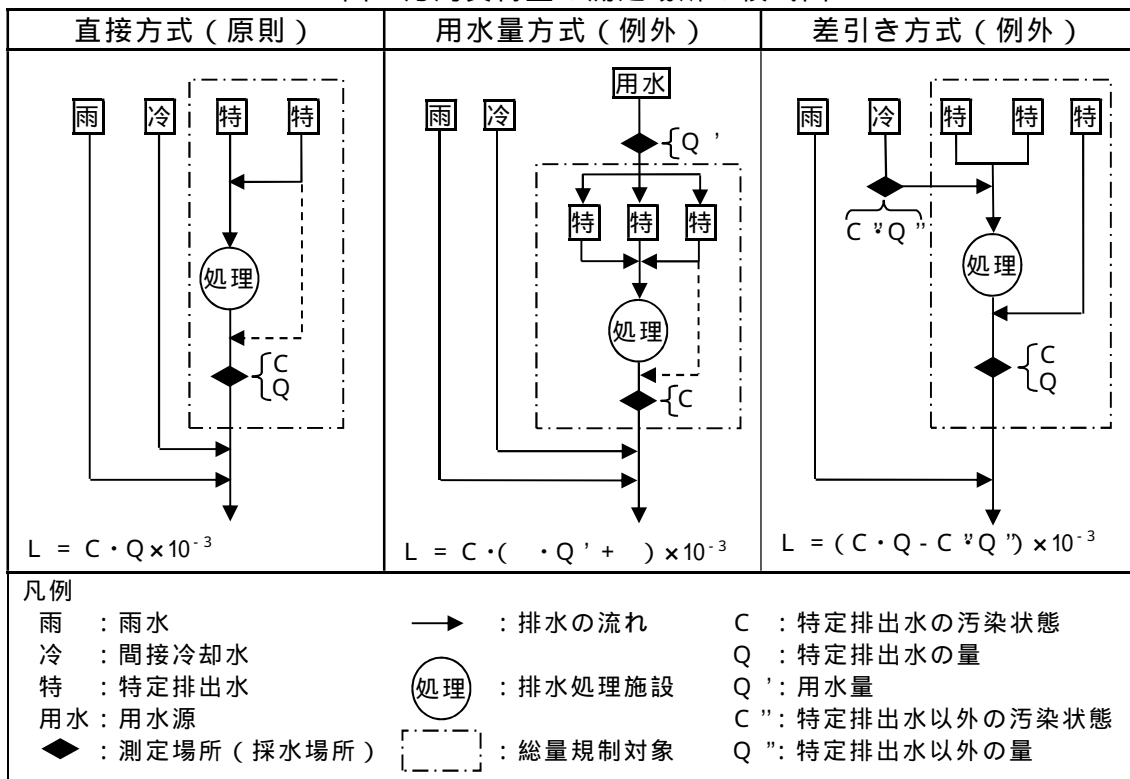
### 汚濁負荷量の測定場所について

特定排出水のCOD濃度、窒素含有量及びりん含有量を計測する試料採取及び特定排出水の量の計測は、特定排出水以外の排水（間接冷却水等）が混入せず、かつ、水質が十分に均一化している、当該特定排出水の水質を代表する試料が得られると認められる場所で行わなければなりません。

また、試料の採取及び量の計測は、原則として、可能な限り排水口に近い同一の場所で行わなければなりません。

なお、測定機器の設置場所は、個々の機器の使用条件を満足し、かつ、容易にメンテナンスが行え、県職員等が立入検査を行うことが可能な所でなければなりません。

図 汚濁負荷量の測定場所の模式図



### 汚濁負荷量の測定回数及び測定手法について

原則として、汚濁負荷量の自主測定は、特定排出水の汚染状態及び量について表1のとおり行います。

ただし、表1のとおり測定を行うことが困難である場合は、表2及び表3のとおり知事が測定等に係る例外規定を定めています。（平成14年埼玉県告示第1333号、同第1334号）



表1 特定排出水の汚染状態及び量の測定回数及び測定方法

日平均排水量 (m <sup>3</sup> )	測定回数	汚染状態の測定	量の測定
400 以上	毎日	1 (1)	2 (1), (2)
200 ~ 400	1 回 / 7 日 以上	1 (1) ~ 1 (4)	2 (1) ~ 2 (3)
100 ~ 200	1 回 / 14 日 以上		
50 ~ 100	1 回 / 30 日 以上		
<p>(測定回数の規定)                      水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号</p> <p>(測定方法)                      昭和54年環境庁告示第20号第1及び第2                      平成13年環境省告示77号第1及び第2                      平成13年環境省告示78号第1及び第2                      1(1)による方法が技術的に適当でない場合等については、1(2)による方法も可能です。</p> <p>【汚染状態の測定の凡例】</p> <p>1(1) 水質自動計測器(記録式)                      1(2) コンポジットサンプラー                      1(3) 指定計測法(JIS法)                      1(4) 簡易計測法</p> <p>【汚染状態の量の凡例】</p> <p>2(1) 流量計又は流速計(記録式)                      2(2) 積算堆積法(記録式)                      2(3) JIS法その他同程度の方法</p> <p>注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・COD濃度の汚染状態を、1(1)または(4)において計測する場合は、指定計測法による数値へ換算できること(積算式算出)とし、必要に応じ、換算式の検証を行うこと。</li> <li>・1(3)または(4)は、1日3回以上試料を採取すること。</li> </ul>			

表2 知事の定める例外規定について(特定排出水の汚染状態及び量の計測方法)

1 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によって総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合			
所要の測定機器の供給体制が整わないこと、消防保安上の制限等関係法令上の制約及び自然災害その他の原因によって所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合			
日平均排水量 (m <sup>3</sup> )	測定回数	汚染状態の測定	量の測定
400 以上	1 回 / 7 日 以上	1 (3), (4)	2 (3)
2 特定排出水の汚染状態が常に一定である場合			
特定排出水の水質管理が特に高度になされている場合等であって、かつ、常にその汚染状態の値が小さく一定である場合			
日平均排水量 (m <sup>3</sup> )	測定回数	汚染状態の測定	量の測定
400 以上		1 (3)、窒素、りん に限り 1(4)も可	
3 新たに設置若しくは構造等が変更された特定施設に係る特定排水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排水の場合(設置又は変更後2月間に限る。)			
総量規制基準が適用されている指定地域内事業場における特定施設の設置又は構造等の変更並びに新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排水の場合			
日平均排水量 (m <sup>3</sup> )	測定回数	汚染状態の測定	量の測定
400 以上	1 回 / 3 日 以上	1 (3)、窒素、りん に限り 1(4)も可	

4 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合			
1年程度以内の移転、1年程度以内に日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満になること、1年程度以内に公共下水道の排出すること、その他特別な事情があると認められる場合			
日平均排水量 (m <sup>3</sup> )	測定回数	汚染状態の測定	量の測定
400以上	1回/7日以上	1(3),(4)	2(3)
(用水量方式)			
用水量と特定排出水の量との関係が一定であり、直接的に特定排出水の量を計測した場合と同程度の計測精度を有すると認められる一部の小規模な生活排水等の場合			
「関係が一定」とは、相関関係を有することとし、「一部の小規模な生活排水等」とは、指定地域内事業場の一部の排水系統に係る日平均排水量が100m <sup>3</sup> 程度以下である生活雑排水に係る特定排出水とする。			
日平均排水量 (m <sup>3</sup> )	測定回数	汚染状態の測定	量の測定
400以上			2(1),(2)
50~400			2(1)~2(3)

表3 知事の定める例外規定について(排出水及び特定排出水以外の排出水の汚染状態及び量の計測方法のうち、差し引き方式)

1 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によって総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合			
所要の測定機器の供給体制が整わないこと、消防保安上の制限等関係法令上の制約及び自然災害その他の原因によって所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合			
汚染状態		量	
排出水	特定排出水以外の排出水	排出水	特定排出水以外の排出水
1(3),(4)	1(3),(4)	2(3)	2(3)
測定回数は1回/7日以上となります。			
2 特定排出水以外の排出水の汚染状態が常に一定である場合			
特定排出以外の排出水の汚染状態の値が常に小さかつ一定である場合			
汚染状態		量	
排出水	特定排出水以外の排出水	排出水	特定排出水以外の排出水
	1(3) 窒素、りん に限り1(4)も可		
測定回数に係る例外規定はありません。			
3 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合			
1年程度以内の移転、1年程度以内に日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満になること、1年程度以内に公共下水道の排出すること、その他特別な事情があると認められる場合			
汚染状態		量	
排出水	特定排出水以外の排出水	排出水	特定排出水以外の排出水
1(3),(4)	1(3),(4)	2(3)	2(3)
測定回数は1回/7日以上となります。			

差し引き方式に係る告示については、排出水の測定場所において特定排出水の量が排出水の量の70%程度以上である場合に限り適用されます。

## 汚濁負荷量の測定手法の概要

### COD 濃度の計測法

1(1) 水質自動計測器
この計測器の基本的機能は、試料の採取・有機性物質の分析・記録を一体的、自動的に行うことです（これらの機能が個別の装置によって行われる場合でも、一連の操作を自動的に行えるように接続されていれればさしつかえない。）。この分析値は指定計測法によるものではないので、あらかじめ計測器と指定計測法による値との関係から求めた換算式を用いてCOD濃度を算定することにより計測するものです。 具体的には、自動COD計、自動TOC計、自動TOD計及びUV計があります。
1(2) コンポジットサンプラー
自動的に、一定時間についての平均水質を把握するためにあらかじめ設定した採取比率で特定排出水の量に比例して試料を採取し、水質変化のないように保存されたもののCOD濃度を指定計測法によって計測するものです。
1(3) 指定計測法
JIS K 0102-17 に定める方法（手分析）です。
1(4) 簡易計測器
有機性物質の濃度を分析し、換算式（1(1)のものと同じ。）を用いて、COD濃度を算定することにより計測するものです。 具体的には、簡易COD計及び簡易UV計があります。

### 窒素含有量濃度の計測法

1(1) 水質自動計測器
この計測器の基本的機能は、試料の採取・窒素含有量の分析・記録を一体的、自動的に行うことです（これらの機能が個別の装置によって行われる場合でも、一連の操作を自動的に行えるように接続されていれればさしつかえない。）。
1(2) コンポジットサンプラー
自動的に、一定時間についての平均水質を把握するためにあらかじめ設定した採取比率で特定排出水の量に比例して試料を採取し、水質変化のないように保存されたものの窒素含有量を指定計測法によって計測するものです。
1(3) 指定計測法
JIS K 0102 45.1 又は 45.2 に定める方法（手分析）です。
1(4) 簡易計測器
窒素含有量に関する汚染状態を計測することができる方法（指定計測法と同程度の計測結果が得られる方法に限る。）により、試料の汚染状態を計測する方法（1(1)の方法を除く。）

## りん含有量濃度の計測法

1(1) 水質自動計測器
この計測器の基本的機能は、試料の採取・りん含有量の分析・記録を一体的、自動的に行うことです（これらの機能が個別の装置によって行われる場合でも、一連の操作を自動的に行えるように接続されていればさしつかえない。）
1(2) コンポジットサンプラー
自動的に、一定時間についての平均水質を把握するためにあらかじめ設定した採取比率で特定排出水の量に比例して試料を採取し、水質変化のないように保存されたもののりん含有量を指定計測法によって計測するものです。
1(3) 指定計測法
JIS K 0102 46.3 に定める方法（手分析）です。
1(4) 簡易計測器
りん含有量に関する汚染状態を計測することができる方法（指定計測法と同程度の計測結果が得られる方法に限る。）により、試料の汚染状態を計測する方法（1(1)の方法を除く。）

## 特定排出水の量の計測法

2(1),(2) 自動流量計等
この計測器の基本的機能は、水量の計測・記録を一体的、自動的に行うことです（これらの機能が個別の装置によって行われる場合でも、一連の操作を自動的に行えるように接続されていればさしつかえない。）。計測原理によって、流速計、流量計及び積算体積計に分類され、それぞれ、せき式、フリューム式、羽根車式、超音波式、電磁式など多くの種類があります。
2(3) 指定計測法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JIS K 0094 の 8 に定める方法（流速計を除く。）</li> <li>・ その他これと同程度の計測結果の得られる方法（あらかじめ単位時間あたりのポンプ吐出量（1回/年以上確認）を求め、これにアワーメーターで求めた同ポンプの稼働時間を掛け算して流量を計測する方法等がある。）</li> </ul>

### 【備考】

- 1 COD濃度の計測法 1(3)又は(4)の計測法、窒素含有量の計測法 1(3)又は(4)及びりん含有量の計測法 1(3)又は(4)は、試料の採取時刻を適切にし、平均的な濃度を把握できるよう1日あたり3回以上試料を採取しなければなりません。
- 2 COD濃度の計測法 1(1)又は(4)の計測法における換算式は、排水処理方法・特定施設の使用方法の変更及び季節的要因により排水特性が変化する場合に、計測精度を確保するために必要に応じて適合性を再検討し、修正を行わなければなりません。
- 3 汚濁負荷量の測定手法には、上記に示すほかに、用水量の計測結果から換算式を用いて量を算定する方法（用水量方式）及び排水量の汚濁負荷量から特定排水以外の排水の汚濁負荷量を差し引く方法（差引き方式）があります。
- 4 各測定法における自動計測( 1(1)及び2(1)(2) )の場合は、負荷量演算器を接続すると、各種測定データを自動的に計算・記録することができます。

## 5 濃度規制と総量規制の関係

		水質汚濁防止法	
規制制度		濃度規制	総量規制
目的		公共用水域の水質保全	指定水域の水質保全
基準適用の対象	基準のしくみ	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">排水基準</div> <div style="margin-left: 20px;">←</div> <div style="margin-left: 20px;">           一律基準(国)            上乗せ基準(県)         </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">有害項目 28項目</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生活環境項目 15項目</div> </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">業種別の濃度</div> <div style="margin: 0 10px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">特定排出水の量(最大)</div> <div style="margin-left: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">総量規制基準(COD,N,P)</div> </div>
	排出水の種類	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">排出口ごと(mg/L) 汚染状態の測定</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">排水(日平均排水量)</div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">間接冷却水等</div> <div style="margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">特定排水</div> <div style="margin: 0 10px;">←</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業場ごと(kg/日) 汚濁負荷量の測定</div> </div>	
	基準適用規模(日平均排水量)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質 すべての特定事業場</li> <li>・生活環境項目 10m<sup>3</sup>/日以上の特設事業場(一部の施設については、10m<sup>3</sup>/日未満であっても適用)</li> </ul>	50m <sup>3</sup> /日以上の特設事業場
	対象地域	全 県	指 定 地 域

【備考】濃度規制については、「工場・事業場排水の水質規制(水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例 濃度規制)」を参照して下さい。

### 罰則の概要

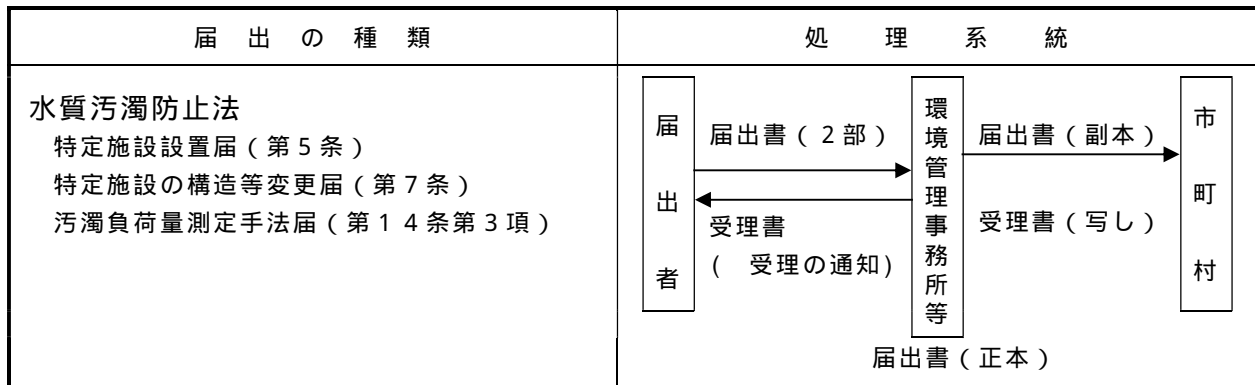
罰則の概要	改善措置命令、事前措置命令の違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	特定施設の設置・構造等の変更の届出の違反	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	特定施設の使用の届出、報告徴収・立入検査、汚濁負荷量の測定・記録の違反	30万円以下の罰金
	汚濁負荷量の測定手法の届出の違反	10万円以下の過料

### 補足説明

- 1 総量規制の規制項目--- 総量規制における規制項目(指定項目)は、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量です。
- 2 特定事業場----- 特定施設(水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設)を設置する工場又は事業場です。
- 3 特定排水----- 排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水(専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に使用しても汚濁負荷量が増加しないものを除く)です。
- 4 総量規制基準の通知--- 埼玉県では、特定施設の設置・使用・構造等の変更の届出がなされた場合、指定地域内事業場に対して総量規制基準の値を通知することとしています。

- 5 濃度規制と総量規制---濃度規制と総量規制との関係からみた排水規制のしくみは、P.13のとおりです。
- 6 対象者以外への指導---指定地域内事業場以外の工場・事業場に対しても、必要な指導、助言又は勧告を行う場合があります。

### 届出書の処理系統図



【備考】 「排出水の排水系統別の汚染状態及び量」の届出は、特定施設の設置・構造等の変更・使用の届出における届出事項となっています。

特定施設の設置・構造等の変更の届出には受理書を交付し、汚濁負荷量の測定手法の届出には受理の通知をします。

代理人が届出者になる場合は、委任状を添付してください。

届出書等は管轄の環境管理事務所に提出すること。ただし、政令市及び特例条例により事務移譲している市（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、久喜市）に所在する事業所については、各市の環境担当課に提出してください。

届出書は各2部提出してください。届出者の控えが必要な場合は、3部提出してください。

### 問い合わせ先

- (1) 埼玉県環境部水環境課水環境担当 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 TEL 048-830-3081  
又は以下の環境管理事務所（大気水質担当又は生活環境担当）

環境管理事務所	所在地	TEL
中央環境管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5（浦和合同庁舎内）	048-822-5199
西部環境管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17（ウエスタ川越内）	049-244-1250
東松山環境管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1（東松山地方庁舎内）	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	〒368-0042 秩父市東町 29-20（秩父地方庁舎内）	0494-23-1511
北部環境管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1（熊谷地方庁舎内）	048-523-2800
越谷環境管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82（越谷合同庁舎内）	048-966-2311
東部環境管理事務所	〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10	0480-34-4011

- (2) 政令又は条例により事務移譲をしている市

市担当課	TEL	市担当課	TEL
さいたま市環境対策課	048-829-1331	春日部市環境政策課	048-736-1136
川越市環境対策課	049-224-5894	草加市環境課	048-922-1520
越谷市環境政策課	048-963-9186	狭山市環境課	04-2953-1111（代表）
熊谷市環境政策課	048-536-1548	上尾市生活環境課	048-775-6940
川口市環境保全課	048-228-5389	久喜市環境課	0480-85-1111（代表）
所沢市環境対策課	04-2998-9230		

## 設置年月日による特定施設別のC値適用表

### (1) COD

特定施設番号	Cc/Cco	Cci	Ccj
18-2,18-3,21-2,21-3,21-4, 23-2,51-2,51-3,63-2,70-2, 71-4 イ(注2を除く)	~ S57.6.30	S57.7.1 ~ H3.6.30	H3.7.1 ~
69-3	~ S57.12.31	S58.1.1 ~ H3.6.30	H3.7.1 ~
66-4,66-5,66-6,66-7,66-8	~ H1.3.31	H1.4.1 ~ H3.6.30	H3.7.1 ~
2001	~ H3.3.31	H3.4.1 ~ H3.6.30	H3.7.1 ~
71-5,71-6 ジクロロメタンに係るものを除く。	~ H3.9.30	-	H3.10.1 ~
71-3(注1),71-4 イ(注2), 71-4 口	~ H10.7.28	-	H10.7.29 ~
71-5,71-6 ジクロロメタンに係るものに限る。	~ H12.3.14	-	H12.3.15 ~
63-3	~ H13.7.31	-	H13.8.1 ~
38-2,66-2	~ H24.5.24	-	H24.5.25 ~
上記の番号以外	~ S55.6.30	S55.7.1 ~ H3.6.30	H3.7.1 ~

基準区分が制定された際、既に施設が存在していた場合の区分はCcとする。

注1：以下の一般廃棄物処理施設のうち、平成9年12月1日廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）施行令の改正により同法の許可対象となったもの

・1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上の焼却施設

注2：以下の産業廃棄物処理施設のうち、平成9年12月1日廃掃法施行令の改正により同法の許可対象となったもの

- ・汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上のもの
- ・廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上のもの
- ・廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの又は火格子面積が2㎡以上のもの

### (2) 窒素含有量、りん含有量

特定施設番号	Cno(Cpo)	Cni(Cpi)
38-2,66-2	~ H24.5.24	H24.5.25 ~
上記の番号以外	~ H14.9.30	H14.10.1 ~

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準  
(平成29年埼玉県告示第784号)

平成29年埼玉県告示第784号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成29年9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、施行日において現に設置されている工場又は事業場(施行日前までに法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。以下「既設工場等」という。)に係る特定排出水(施行日以後に特定施設を新たに設置し、又は特定施設の構造等を変更するために法第5条又は第7条の規定による届出をした既設工場等に係る特定排出水のうち、当該設置又は変更によって増加したものを除く。)の化学的酸素要求量、窒素含有量又はりん含有量に係るCc、Cco、Cci、Ccj、Cn、Cno、Cni、Cp、Cpo又はCpiの値に係る業種の区分及びその区分ごとの値の適用については、平成31年3月31日までの間、なお従前の例による。

平成24年埼玉県告示第163号(化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準について)は、平成29年8月31日限り、廃止する。

平成29年7月4日

埼玉県知事 上田 清司

1 適用する地域

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第1号イに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

法第2条第6項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)

3 総量規制基準

(1) 化学的酸素要求量

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。)	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
2	昭和55年7月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場(次の各項に掲げるものを除く。)	$Lc=(Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。)の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。)	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
4	昭和56年改正政令の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。)のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。)	$Lc=(Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$



5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。)の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった事業場(昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
6	昭和57年改正政令の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった事業場(昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。)のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。)	$Lc=(Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。)の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
8	昭和63年改正政令の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。)のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。)	$Lc=(Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(平成3年4月1日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
10	平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(平成3年4月1日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。)のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成2年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。)	$Lc=(Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
12	平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年10月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成3年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc=(Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成9年政令第269号。以下「平成9年廃掃法改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
14	平成9年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年7月29日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成9年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc=(Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$

15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
16	平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年7月29日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成10年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc=(Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
18	平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年3月15日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成11年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc=(Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
19	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
20	平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年8月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成13年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc=(Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
21	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
22	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc=(Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
<p><b>【備考】</b>  この表に掲げる式において、Lc、Cc、Qc、Cc<sub>j</sub>、Cc<sub>i</sub>、Cc<sub>o</sub>、Qc<sub>j</sub>、Qc<sub>i</sub>及びQc<sub>o</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>Lc 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)</p> <p>Cc 別表第1化学的酸素要求量の欄(1)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)</p> <p>Qc 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)</p> <p>Cc<sub>j</sub> 別表第1化学的酸素要求量の欄(3)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)</p> <p>Cc<sub>i</sub> 別表第1化学的酸素要求量の欄(2)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)</p> <p>Cc<sub>o</sub> Ccと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)</p> <p>Qc<sub>j</sub> 平成3年7月1日(12の項にあっては同年10月1日、14及び16の項にあっては平成10年7月29日、18の項にあっては平成12年3月15日、20の項にあっては平成13年8月1日、22の項にあっては平成24年5月25日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)</p> <p>Qc<sub>i</sub> 昭和55年7月1日(4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては昭和63年10月1日、10の項にあっては平成3年4月1日)から平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量(Qc<sub>j</sub>を除く。))(単位 1日につき立方メートル)</p> <p>Qc<sub>o</sub> 特定排出水の量(Qc<sub>j</sub>及びQc<sub>i</sub>を除く。)(単位 1日につき立方メートル)</p>		

(2) 窒素含有量

窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Ln=Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$Ln=(Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Ln=Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
4	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Ln=(Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$

【備考】

この表に掲げる式において、Ln、Cn、Qn、Cni、Cno、Qni及びQnoは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ln 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

Cn 別表第2窒素含有量の欄(1)に掲げる数値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Qn 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Cni 別表第2窒素含有量の欄(2)に掲げる数値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Cno Cnと同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Qni 平成14年10月1日(4の項にあっては平成24年5月25日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）(単位 1日につき立方メートル)

Qno 特定排出水の量（Qniを除く。）(単位 1日につき立方メートル)

(3) りん含有量

りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Lp=Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$Lp=(Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lp=Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$

4	<p>平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lp=(Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo) \times 10^{-3}$
<p><b>【備考】</b>  この表に掲げる式において、Lp、Cp、Qp、Cpi、Cpo、Qpi 及び Qpo は、それぞれ次の値を表すものとする。  L p 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）  C p 別表第 3 りん含有量の欄(1)に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）  Q p 特定排出水の量（単位 1 日につき立方メートル）  C pi 別表第 3 りん含有量の欄(2)に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）  C po C p と同じ値（単位 1 リットルにつきミリグラム）  Q pi 平成 14 年 10 月 1 日（4 の項にあっては平成 24 年 5 月 25 日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 1 日につき立方メートル）  Q po 特定排出水の量（Q pi を除く。）（単位 1 日につき立方メートル）</p>		

別表第1 化学的酸素要求量

※ ( ) の数字は第7次総量規制のC値

	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)			備 考
		(1)	(2)	(3)	
		Cco	Cci	Ccj	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	40	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量を除く特定排水の量(以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。)にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業				
9	寒天製造業	55	55	55	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)				
12	冷凍水産物製造業				
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)				
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味そ製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
19	うま味調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業				
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業				
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30	
30	植物油脂製造業				
31	動物油脂製造業				
32	食用油脂加工業				
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	50	50	40	
34	穀類でんぷん製造業				
35	めん類製造業	30	30	30	
37	豆腐・油揚製造業				
38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	20	20	20	
42	果実酒製造業	30	30	30	
43	ビール製造業				

4 4	清酒製造業	4 0	4 0	3 0	
4 5	蒸留酒・混成酒製造業	3 0	3 0	2 0	
4 6	インスタントコーヒー製造業	2 0	2 0	2 0	
4 7	配合飼料製造業				
4 8	単体飼料製造業				
4 9	有機質肥料製造業				
5 0	たばこ製造業	3 0	2 0	2 0	
5 1	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	3 0	3 0	3 0	
5 5	繊維工業（5 1の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	7 5	7 5	7 0	
5 7	繊維工業で麻製織工程に係るもの	9 0	9 0	9 0	
5 8	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	4 0	4 0	3 0	
5 9	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	9 5 (100)	9 5 (100)	8 0	
6 0	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	9 0	9 0	9 0	
6 1	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5 0	5 0	5 0	
6 2	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの				
6 3	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	9 0	9 0	8 0	
6 4	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	7 0	7 0	6 0	
6 5	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	4 0	4 0	4 0	
6 6	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの				
6 7	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの				
6 8	繊維工業（5 5の項から前項までに掲げるものを除く。）	3 0	3 0	3 0	
6 9	一般製材業又は木材チップ製造業	4 0	4 0	4 0	
7 1	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	3 0	3 0	3 0	接着機洗浄水を循環するものにあつては、化学的酸素求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1 0、1 0、1 0とする。
7 5	木材薬品処理業	2 0	2 0	2 0	
7 6	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	7 0	7 0	6 0	
7 7	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルフaitパルプ製造工程に係るもの	6 0	6 0	6 0	
7 8	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リファイナーグラウンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	5 0	5 0	5 0	
7 9	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	7 0	7 0	7 0	
8 0	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラウンドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラウンドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	8 0	8 0	8 0	
8 1	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	6 0	5 0	4 0	
8 2	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	7 0	7 0	6 0	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、化学的酸素求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8 0、7 0、6 0とする。
8 3	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	6 0	6 0	5 0	

84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ、リファイナークランドバルブ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドバルブ、リファイナークランドバルブ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	30	20	15	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	25	25	15	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	20	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50	
101	製版業				
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
103	複合肥料製造業				
104	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）				
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業				
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	20	1 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。 2 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	1 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。 2 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 3 エピクロルヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	1 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 2 クロロプレンゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	1 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 2 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。

114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	40	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	1 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 2 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 3 エピクロルヒドリン製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コーラタール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	80	80	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	1 メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 2 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	1 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 2 クロロプレンゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	1 有機ゴム薬品製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。 2 有機農薬原体製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	
129	塗料製造業				
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業				
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業				
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	160	160	130	
146	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	



147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業				
158	ガラス製加工素材製造業				
159	ガラス容器製造業				
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業				
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業				
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
165	生コンクリート製造業				
166	コンクリート製品製造業				
167	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）				
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	碎石製造業				
170	鉱物・土石粉砕等処理業				
172	うわ葉製造業				
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェオアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	20	20	20	
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）				
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）				
181	冷間ロール成型形鋼製造業				
182	鋼管製造業				
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業				
185	引抜鋼管製造業				
186	伸線業				
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業				
189	めっき鋼管製造業				
190	めっき鉄鋼線製造業				
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
192	鍛鋼製造業				
193	鍛工品製造業				

194	鋳鋼製造業		10	10	10	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。）					
196	鋳鉄管製造業					
197	可鍛鋳鉄製造業					
198	鉄粉製造業					
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）					
200	非鉄金属製造業					
201	電気めっき業		60	60	50	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	1 日平均排水量500立方メートル未満の工場	20	20	20	
		2 日平均排水量500立方メートル以上の工場	10	10	10	
203	一般機械器具製造業	1 日平均排水量500立方メートル未満の工場	20	20	20	
		2 日平均排水量500立方メートル以上の工場	10	10	10	
204	電子回路製造業		20	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	1 日平均排水量500立方メートル未満の工場	20	20	20	
		2 日平均排水量500立方メートル以上の工場	10	10	10	
206	輸送用機械器具製造業	1 日平均排水量2,000立方メートル未満の工場	20	20	20	
		2 日平均排水量2,000立方メートル以上の工場	10	10	10	
207	精密機械器具製造業		10	10	10	
208	ガス製造工場		20	20	20	
209	下水道業		20	20	20	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15、15とする。
210	空瓶卸売業		30	20	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）		30	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業		50	40	30	
213	飲食店		50	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
214	宿泊業					
215	リネンサプライ業		50	50	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）		50	40	30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）		60	60	60	
219	自動車整備業		20	20	20	
220	病院		30	30	30	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）		40	40	30	1 第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、20とする。 2 平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。 3 2のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、25、25、20とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）		50	50	40	1 昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、90、60とする。 2 平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	20	1 昭和62年6月30日以前に設置されたもの あつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、40、40、20とする。 2 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は 活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度に し尿を処理することができる方法によりし尿を処 理するものあつては、化学的酸素要求量の欄の 値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、 20とする。	
224	ごみ処理業	30	30	30		
225	廃油処理業	20	20	20		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）					
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40		
228	と畜場					
229	中央卸売市場	20	20	20		
230	地方卸売市場					
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46 年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に 掲げるものをいう。）					
232	2の項から前項まで に分類されないもの	1 指定地域内事業場のし尿 又は雑排水の排出に係る施 設（221の項及び222 の項に係るものを除く。）	70	70	70	
		2 上水道業又は工業用水道 業（自家用工業用水道施設 を含む。）	15 (20)	10	10	
		3 自動式車両洗浄施設	20	20	20	
		4 1から3までに分類され ないもの	50	50	50	

別表第2 窒素含有量

※ ( ) の数字は第7次総量規制のC値

	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		備 考
		(1)	(2)	
		Cno	Cni	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業			
4	非金属鉱業	10	10	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	40	15	
6	乳製品製造業	30	15	
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	15	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	25 (35)	15	
12	冷凍水産物製造業	25	10	
13	冷凍水産食品製造業	30	10	
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	35	10	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	
16	野菜漬物製造業	20	15	
17	味そ製造業	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	25	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	30	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	15	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	15	10	
26	生菓子製造業			
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	25	10	
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	10	
30	植物油脂製造業	10	10	
31	動物油脂製造業	30	10	
32	食用油脂加工業	15	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	15	10	
35	めん類製造業	30	15	
37	豆腐・油揚製造業			
38	あん類製造業	20	10	
39	冷凍調理食品製造業	35	15	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	25	10	
41	清涼飲料製造業	30	15	
42	果実酒製造業	15	10	
43	ビール製造業			
44	清酒製造業	20	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	15	10	

4 6	インスタントコーヒー製造業	2 0	1 0			
4 7	配合飼料製造業	1 5	1 0			
4 8	単体飼料製造業	3 0	1 0			
4 9	有機質肥料製造業	2 0	1 0			
5 0	たばこ製造業					
5 1	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）					
5 5	繊維工業（5 1の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの					
5 7	繊維工業で麻製織工程に係るもの	1 5	1 0			
5 8	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	1 0	1 0			
5 9	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	1 5 (20)	1 0	綿織物捺染工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6 0、1 0とする。		
6 0	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2 0	1 0			
6 1	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	1 5	1 0			
6 2	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	1 0	1 0			
6 3	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2 0	1 0			
6 4	繊維工業で不織布製造工程に係るもの					
6 5	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	1 5	1 0			
6 6	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2 0	1 0			
6 7	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの					
6 8	繊維工業（5 5の項から前項までに掲げるものを除く。）	1 5	1 0			
6 9	一般製材業又は木材チップ製造業	2 0	1 0			
7 1	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	1 0	1 0			
7 5	木材薬品処理業	2 0	1 0			
7 6	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	1 0	1 0			
7 7	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの					
7 8	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの					
7 9	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）					
8 0	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの					
8 1	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）					
8 2	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの					
8 3	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）					
8 4	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの			1 5	1 0	
8 5	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの			1 0	1 0	

86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	10	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	10	10	
89	機械すき和紙製造業	15	10	
90	手すき和紙製造業	10	10	
91	塗工紙製造業			
92	段ボール製造業	15	10	
93	重包装紙袋製造業	10	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業			
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	30	10	
101	製版業	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	<ol style="list-style-type: none"> <li>アンモニア製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。</li> <li>アンモニア誘導品製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。</li> <li>尿素製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700とする。</li> </ol>
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	10	10	
105	ソーダ工業			
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	25	20	黄鉛顔料製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
108	無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	<ol style="list-style-type: none"> <li>バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。</li> <li>酸化コバルト製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。</li> <li>モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。</li> <li>イットリウム酸化物製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。</li> <li>酸化銀製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。</li> <li>酸化ジルコニウム製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。</li> <li>窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。</li> </ol>
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの			
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、15とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	
114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）			

115	脂肪族系中間物製造業	15	10	1 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、20とする。 2 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、300、300とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業			
118	コールタール製品製造業	330	170	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80(100)、10とする。
120	プラスチック製造業	10	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20とする。
122	有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	1 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 2 イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 3 メラミン製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	10	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	10	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、35とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	10	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)			
129	塗料製造業			
130	印刷インキ製造業			
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	20	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業			
136	火薬類製造業			
137	農薬製造業			
138	合成香料製造業			
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)			
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業			
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)			
143	写真感光材料製造業			
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	10	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	10	
147	石油精製業	20	10	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)			
149	コークス製造業	500	320	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業			

152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	10	10	
153	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	20	10	
154	なめしかわ製造業			
155	毛皮製造業	10	10	
156	板ガラス製造業			
157	板ガラス加工業			
158	ガラス製加工素材製造業			
159	ガラス容器製造業			
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業			
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業			
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	
165	生コンクリート製造業			
166	コンクリート製品製造業			
167	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）			
168	黒鉛電極製造業			
169	砕石製造業			
170	鉱物・土石粉碎等処理業			
172	うわ薬製造業			
173	高炉による製鉄業	10	10	1 コークス製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、320とする。 2 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものについては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものについては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）			
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	10	10	
181	冷間ロール成型形鋼製造業			
182	鋼管製造業	15	10	
183	伸鉄業	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものについては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40とする。
185	引抜鋼管製造業	20	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものについては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	15	10	
187	ブリキ製造業	10	10	
188	亜鉛鉄板製造業			
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	50	10	
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）	55	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものについては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	10	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。）			
196	鋳鉄管製造業			



197	可鍛鉄製造業	10	10	
198	鉄粉製造業			
199	鉄鋼業(173の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	30	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、35とする。
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	10	1 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 2 アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、35とする。
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	電子回路製造業	30	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	10	1 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。 2 半導体素子製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、15とする。
206	輸送用機械器具製造業	30	10	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、35、20とする。
207	精密機械器具製造業	10	10	時計・同部分品製造工程(時計を除く。)にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、10とする。
208	ガス製造工場	10	10	
209	下水道業	30	25	1 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 2 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、25とする。
210	空瓶卸売業	20	10	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	25	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	30	15	
213	飲食店			
214	宿泊業	40	15	
215	リネンサプライ業	20	15	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	25	15	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	20	15	
219	自動車整備業	15	10	
220	病院	35 (40)	15	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	50	10	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、10とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	50	15	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、10とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	40	10	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、35(40)、10とする。
224	ごみ処理業	25	10	

2 2 5	廃油処理業		1 0	1 0	
2 2 6	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		2 0	1 0	
2 2 7	死亡獣畜取扱業		2 5	1 5	
2 2 8	と畜場		6 0	1 5	
2 2 9	中央卸売市場		2 0	1 5	
2 3 0	地方卸売市場				
2 3 1	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。）		3 5	1 5	
2 3 2	2 の項から前項までに分類されないもの	1 指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設（2 2 1 の項及び 2 2 2 の項に係るものを除く。）	3 5	2 0	
		2 上水道業又は工業用水道業（自家用工業用水道施を含む。）	1 0 (20)	1 0	
		3 自動式車両洗淨施設	2 5	1 0	
		4 1 から 3 までに分類されないもの	3 0	1 0	

別表第3 りん含有量

※ ( ) の数字は第7次総量規制のC値

	業種その他の区分	りん含有量 (単位：mg/L)		備 考
		(1)	(2)	
		Cpo	Cpi	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	1	1	
4	非金属鉱業			
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	1.6	1	
6	乳製品製造業	8.5	1	
7	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	9	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業			
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	4	1.5	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	3	1	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	
14	水産食料品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	8	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	3	1	
16	野菜漬物製造業	4	1.5	
17	味そ製造業			
18	しょう油・食用アミノ酸製造業			
19	うま味調味料製造業	1.5	1	
20	ソース製造業	4	1.5	
21	食酢製造業	3	1.5	
22	砂糖精製業	1.5	1	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
24	小麦粉製造業			
25	パン製造業	2	1	
26	生菓子製造業	3	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業			
28	米菓製造業	7.5	1.5	
29	パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。）	4.5	1.5	
30	植物油脂製造業	2.5	1	米糠を原料として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、1とする。
31	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	2.5	1	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	2	1	
34	穀類でんぷん製造業	3	1.5	
35	めん類製造業	6.5	1.5	
37	豆腐・油揚製造業	7.5	1	
38	あん類製造業	8	1	
39	冷凍調理食品製造業			
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	7.5	1	
41	清涼飲料製造業	2.5	1.5	
42	果実酒製造業	1.5	1	
43	ビール製造業	3	1.5	
44	清酒製造業	4	1	
45	蒸留酒・混成酒製造業	2	1	

46	インスタントコーヒー製造業	2.5	1	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業			
49	有機質肥料製造業	1.5	1	
50	たばこ製造業	2	1	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）			
55	繊維工業（51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの			
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	1	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	1.5	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	1	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの			
67	繊維工業で繊維衛生生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。）	1	1	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	1	1	
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	1	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの			
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	1	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの			
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	1.5	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの			
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	1	1	

8 6	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	1	1	
8 7	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	1. 5	1	
8 8	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの			
8 9	機械すき和紙製造業			
9 0	手すき和紙製造業	1	1	
9 1	塗工紙製造業			
9 2	段ボール製造業	1. 5	1	
9 3	重包装紙袋製造業	1	1	
9 4	セロファン製造業			
9 5	乾式法による繊維板製造業			
9 6	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	1. 5	1	
9 7	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（7 6の項から前項までに掲げるものを除く。）			
1 0 0	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	4	1	
1 0 1	製版業	2	1	
1 0 2	窒素質・りん酸質肥料製造業			
1 0 3	複合肥料製造業			
1 0 4	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	1	1	
1 0 5	ソーダ工業	1. 5	1	
1 0 6	電炉工業	2	1	
1 0 7	無機顔料製造業	1	1	
1 0 8	無機化学工業製品製造業（1 0 5の項から前項までに掲げるものを除く。）	1	1	りん及びりん化合物製造工程にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1とする。
1 0 9	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	1. 5	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6、5、4とする。
1 1 0	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	1	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、5、1とする。
1 1 1	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	1. 5	1	
1 1 2	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	1	1	
1 1 3	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	1	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、5、1とする。
1 1 4	石油化学系基礎製品製造業（1 0 9の項から前項までに掲げるものを除く。）	1	1	
1 1 5	脂肪族系中間物製造業	1. 5	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、2、5とする。
1 1 6	メタン誘導品製造業	2	1	
1 1 7	発酵工業	1. 5	1	
1 1 8	コーラル製品製造業	2	1	
1 1 9	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	3. 5	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9、4とする。
1 2 0	プラスチック製造業	2	1	
1 2 1	合成ゴム製造業	1. 5	1	
1 2 2	有機化学工業製品製造業（1 0 9の項から前項までに掲げるものを除く。）	1. 5 (3)	1	有機りん系農業原体製造工程にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1とする。
1 2 3	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	

1 2 4	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
1 2 5	合成繊維製造業	1	1	
1 2 6	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
1 2 7	石けん・合成洗剤製造業			
1 2 8	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	1. 5	1	
1 2 9	塗料製造業			
1 3 0	印刷インキ製造業	2	1	
1 3 1	医薬品原薬・製剤製造業			
1 3 2	医薬品製剤製造業			
1 3 3	生物学的製剤製造業	1 (2.5)	1	
1 3 4	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
1 3 5	動物用医薬品製造業			
1 3 6	火薬類製造業	1. 5	1	
1 3 7	農薬製造業	2	1	
1 3 8	合成香料製造業	3	1	
1 3 9	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
1 4 0	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業			
1 4 2	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）			
1 4 3	写真感光材料製造業			
1 4 4	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	1. 5	1	
1 4 5	イオン交換樹脂製造業	1	1	
1 4 6	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）	2. 5	1	
1 4 7	石油精製業	1	1	
1 4 8	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	1. 5	1	
1 4 9	コークス製造業	1	1	
1 5 0	石油コークス製造業	2	1	
1 5 1	自動車タイヤ・チューブ製造業	1. 5	1	
1 5 2	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	1	1	
1 5 3	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	3	1	
1 5 4	なめしかわ製造業	2	1	
1 5 5	毛皮製造業			
1 5 6	板ガラス製造業	1	1	
1 5 7	板ガラス加工業			
1 5 8	ガラス製加工素材製造業	1. 5	1	
1 5 9	ガラス容器製造業	1	1	
1 6 0	理化学用・医療用ガラス器具製造業			
1 6 1	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業			
1 6 2	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業			
1 6 3	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）			
1 6 4	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）			
1 6 5	生コンクリート製造業			
1 6 6	コンクリート製品製造業			
1 6 7	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	1. 5	1	
1 6 8	黒鉛電極製造業	1	1	
1 6 9	砕石製造業			
1 7 0	鉱物・土石粉碎等処理業			
1 7 2	うわ薬製造業			

173	高炉による製鉄業	1	1	
175	フェロアロイ製造業			
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）			
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）			
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）			
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）			
181	冷間ロール成型形鋼製造業			
182	鋼管製造業			
183	伸鉄業			
184	磨棒鋼製造業			
185	引抜鋼管製造業	1.5	1	
186	伸線業	1	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	1	1	
189	めっき鋼管製造業			
190	めっき鉄鋼線製造業			
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）			
192	鍛鋼製造業			
193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳鋼製造業	1.5	1	
195	鋳鉄鑄物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。）	1	1	
196	鋳鉄管製造業			
197	可鍛鋳鉄製造業	1.5	1	
198	鉄粉製造業	1	1	
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）			
200	非鉄金属製造業	2	1	
201	電気めっき業	5	1	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6、1とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	5.5	1	1 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、1とする。 2 アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9（16）、1とする。
203	一般機械器具製造業	3	1	
204	電子回路製造業	1	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4（4.5）、1とする。
206	輸送用機械器具製造業	3.5	1	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4.5（6.5）、1とする。
207	精密機械器具製造業	2.5	1	
208	ガス製造工場	2	1	

209	下水道業	3	2	1 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1とする。 2 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限り。）にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2とする。	
210	空瓶卸売業	4	2		
211	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。）	5	2		
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	9	2		
213	飲食店	5. 5	2		
214	宿泊業	5	2		
215	リネンサプライ業	8	1		
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	7	1		
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	4	2		
219	自動車整備業	2. 5	2		
220	病院	5	2		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	6	1	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）				
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	2 (3)	1		
224	ごみ処理業	1. 5 (2.5)	1		
225	廃油処理業	1	1		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）				
227	死亡獣畜取扱業	2	2		
228	と畜場	9. 5	2		
229	中央卸売市場	4	2		
230	地方卸売市場	3	2		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	4. 5	2		
232	2の項から前項までに分類されないもの	1 指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設（221の項及び222の項に係るものを除く。）	6	2	
		2 上水道業又は工業用水道業（自家用工業用水道施設を含む。）	2	1	
		3 自動式車両洗浄施設	3	1	
		4 1から3までに分類されないもの	8	1	